

公益財団法人香川県老人クラブ連合会役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県老人クラブ連合会(以下「連合会」という。)の定款第17条第3項及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用 に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「一般社団法人・財団法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、外部監事への報酬日額は、一人一律9,000円とする。

3 役員等には賞与及び退職手当は支給しない。

(費用)

第4条 連合会は役員等が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、旅費規程の適用を受ける職員の例により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第5条 連合会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。